

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十五年四月四日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

山口県岩国市室の木町四丁目九二番二八号 今澤 定

二 送達すべき書類の名称

一般国道五四号改築工事（可部バイパス・広島県広島市安佐北区三入六丁目地内から同区大林町字浜ヶ谷地内まで）に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目			地積 (㎡)		収用する土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	雑種地	公簿	実測	
広島県広島市安佐北区大林一丁目	一五九七番四	原野	公衆用道路	八二	七三・一四	七三・一四	七三・一四
			雑種地		五・一五	五・一五	
			雑種地		四・五七	四・五七	

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十五年四月十六日に、その書類の送達があったものとみなされます。